



中小企業向け県制度融資

開業パワーアップ支援資金



★経営者保証なしで利用○

★創業予定・創業して5年未満の個人・法人向け

融資限度額 3,500 万円

融資利率

R8.9.1 利率改定

.....

年1.75%以内または年1.85%以内

県の利子補給率

.....

最大0.47%

融資期間

.....

最長10年以内(据置1年以内)

対象

県内で事業を営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金 及び 開業パワーアップ支援資金の借入金の借換えに必要な資金(新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。)



『開業パワーアップ支援資金』の概要

(令和8年9月1日現在)

区 分	内 容
融資対象者	県内で事業を営む（営もうとする場合を含む）創業者で、次のいずれかに該当するもの ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの エ 中小企業者であって、事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限り） オ 中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限り） カ 中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社（中小企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限り） キ 個人が法人成りし、個人が事業を開始した日以後の期間が5年未満の法人 ク 事業を営む期間が5年未満の個人であって、新たに法人を設立したもの
融資限度額	3,500万円
融資利率	所定金利(金融機関): 2.32%以内 利子補給率(県): 0.47%以内 融資利率(申請者負担): 1.85%以内
資金使途	県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金及び開業パワーアップ支援資金の既借入金の借換えに必要な資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限り）
保証料率	県信用保証協会の保証付きとし、 年0.3%～1.3%（普通保証） [有担保の場合0.1%割引] 年0.65%（創業関連保証、再挑戦支援保証） 年0.85%（スタートアップ創出促進保証） ※創業1年未満かつ静岡県信用保証協会新規利用者の場合は、保証料負担がゼロまたは0.2%（創業関連保証の場合ゼロ、スタートアップ創出促進保証の場合0.2%）
融資期間	10年以内（据置1年（3年※）以内） ※スタートアップ創出促進保証を付する場合
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（据置は1年（3年※）以内） ※スタートアップ創出促進保証を付する場合
担保及び保証人	県信用保証協会の取扱いによる
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028455.html
提出書類	・ 申込書（様式第1号） ・ 信用保証協会で定める書類

- ・ お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・ お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、（公財）静岡県産業振興財団
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

